

盛岡広域振興局長告示第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

令和2年8月4日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312205198	グリーン케어	紫波郡紫波町日詰字郡山駅164番地1	令和2年8月1日